

平成四年自治省令第八号

沖縄振興開発特別措置法第十五条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令

沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律百三十一号）第十五条、第二十七条及び第五十二条の規定に基づき、沖縄振興開発特別措置法第十一条、第二十七条及び第五十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令

（法第十五条に規定する総務省令で定める場合）

第一条 沖縄振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十五条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

事業税 税率特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第六号又は第四十五条第一項の表の第六号の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対しても課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

不動産取得税 税率特別措置法第十二条第一項の表の第六号又は第四十五条第一項の表の第六号の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地の取得（法第十二条第一項の規定による工業等開発地区的指定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

固定資産税 租税特別措置法第十二条第一項の表の第六号又は第四十五条第一項の表の第六号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（倉庫業の用に供するものを除き、かつ、法第十二条第一項の規定による工業等開発地区的指定の日以後において取得したものに限る。土地については、その取得の日の翌日から起算して

2

前項の規定は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域について準用する。この場合において、同項中「第十二条第一項の表の第六号又は第四十五条第一項の表の第七号」とあるのは「第十四条第三項の表の第七号」と読み替えるものとする。

（法第十八条の四に規定する総務省令で定める場合）

第二条 法第十八条の四に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

事業税 法第十八条の二第一項の規定による情報通信産業振興地域の指定の日（以下同じ。）において「指定日」という。から平成十四年三月三十一日までの間に、情報通信産業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第十九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設に係るものとして計算した額に対しても課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象施設である家屋及びその敷地である土地の取得（指定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

固定資産税 対象設備設置者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

前項の規定は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域について準用する。この場合において、同項中「第十二条第一項の表の第六号」とあるのは「第十四条第三項の表の第七号」と読み替えるものとする。

（法第十八条の六第四項に規定する総務省令で定める場合）

第三条 法第十八条の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

事業税 法第十条の五第一項の規定による観光振興地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成十四年三月三十一日までの間に、次項に規定する施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者（以下「対象施設設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）の占める割合が二分の一以上のものに対する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号及び第二号又は法人税法施行令第十九号及び第二号又は法人税法施行令第六条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額が五千万円を超えるものであること。

（法第十八条の六第四項に規定する総務省令で定める場合）

第一条 口 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下本号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下本号において同じ。）の取得価額の合計額のうちに当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

ハ 会員その他の当該対象施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設又は風俗営業の用に供する施設以外のものであること。

イ 物（当該対象施設の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設の用に供する部分に限る。）の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

該対象設備である家屋及び償却資産並びに当

2

一 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象施設である家屋及びその敷地である土地の取得について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（4）（3）（2）（1） イ スポーツ又はレクリエーション施設 次

スキー場 水泳場 庭球場

一 固定資産税 対象設備設置者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（4）（3）（2）（1） イ スポーツ又はレクリエーション施設 次

スキー場 水泳場 庭球場

(6) (5) 体育館 トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）

(7) ゴルフ場

(8) (7) 遊園地（メリーゴーランド、遊戯用電車その他の遊戯施設を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。）

(9) 野営場（野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、污水处理施設、便所その他利便施設を備えたものをいう。）

(10) 野外アスレチック場（専らスポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた構築物が自然の地形等を利用して野外に連続的に配置された施設で、管理施設、休憩所その他利便施設を備えたものをいう。）

(11) 釣り場（海、湖等においてレクリエーションの目的で魚類等を釣るために施設で、釣り桟橋、蓄養施設、管理施設、照明施設その他利便施設を備えたものをいう。）

(12) マリーナ（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留する係留施設及びこれら船舶の利便に供する港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の二又は第九号の三から第十号の二までに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設の他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものと解除くものとし、同項第四号に掲げる施設にあっては駐車場に限るものとし、同項第九号の三に掲げる施設にあっては緑地、広場、植栽及び休憩所に限るものとし、同項第十号に掲げる施設にあっては専ら乗組員が利用するものに限るものとする。）により構成される施設をいう。）

(13) 遊漁船等利用施設（スポーツ又はレクリエーションの用に供する遊漁船（遊漁

(1) 休養施設	次に定める施設
(2) 展望施設	(高台等の地形を利用し、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞するための施設をいう。)
(3) 漢字場	（17）
(4) 動物園	（16）
(5) 植物園	（15）
(6) 美術館	（14）
(7) 水族館	（13）
口 教養文化施設	（12）
劇場（観客を収容し、劇、音楽、映画等を鑑賞させる施設をいう。）	（11）
博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する施設をいう。）	（10）
ボーリング場	（9）
弓場	（8）
漕艇場	（7）
（1）	（6）
（2）	（5）
（3）	（4）
（4）	（3）
（5）	（2）
（6）	（1）

(2) 健康保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。）で、温泉浴場、運動室（主として重量挙げ及びボディービル用具を用いて健康管理及び体力向上を目的とした運動の用に供するものをいう。）、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。）及び休憩室を備えたものをいう。）

(3) 海洋療法施設（海水、海藻、海泥その他の海洋資源若しくは海洋性気候との他の海洋環境の有する医学的な治療効果、健康増進効果、美容・瘦身効果等を利用した病気の治療、保養健康増進等又はこれらに関する人材の育成若しくは研究開発を行うための施設で、浴槽、プール、シャワー施設、サウナ施設、マッサージ施設、トレーニングルーム、診療施設、研修施設又は研究施設を備えたものをいう。）

二 集会施設 次に定める施設

会議場施設

研修施設

展示施設

ホ 本 販売施設 法第十八条の六第一項の規定により内閣総理大臣が指定する販売施設のうち、沖縄振興開発特別措置法施行令（昭和四十七年政令第百八十五号）第七条の四第一項第一号に規定する小売施設及び飲食施設

(法第五十一条に規定する総務省令で定める場合)

第四条 法第五十一条に規定する総務省令で定める場合は次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十九号）第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の

用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその附属設備であつて、取得額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち當該対象設備に係るものとして計算した額に対し課する事業税の口座、畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれららの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超えて、かつ、二分の一以下であるものについて、法第二条第二項の規定により離島として定められた日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税

